

魚津市立よつば小学校防災計画（兼危機管理マニュアル）

1 総則

- (1) この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき、魚津市立よつば小学校の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。
- (2) この計画に定めた事項については、魚津市立よつば小学校に就学する児童、勤務する教職員、出入りするすべての者に適応する。
- (3) 防火管理者は教頭とし、この計画の作成及び実行について業務を行う。
 - ア 防災計画の作成及び変更に関すること
 - イ 校舎及び消防用設備等の維持管理に関すること
 - ウ 消防管理組織及び自営消防組織の編成に関すること
 - エ 消火、通報、避難訓練の実施に関すること
 - オ 震災対策に関すること
 - カ 防災教育とその実施に関すること
 - キ その他、消防管理に関すること

2 予防管理対策

- (1) 平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者の下に、火元責任者を置く。
- (2) 火元責任者は、次の業務を行う。
 - ア 担当区域内の火気管理に関すること。
 - イ 担当区域内の建物、火気設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
 - ウ 地震等における火気設備器具の安全確認に関すること。
 - エ 日常検査の実施に関すること。
- (3) 管理責任者は、消防用設備等、建物、火気設備器具及び電気設備等について適正な機能を維持するため、定期（月 1 回）に点検・検査を実施するものとする。
- (4) 火気を使用する者は、次の事項を遵守する。
 - ア 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しない。
 - イ 火気使用器具は、使用前に必ず点検し、安全を確認してから使用する。使用後は安全処置を忘れない。
 - ウ 火気使用器具の周囲は、常に整理整頓し、可燃物を置かない。
- (5) 教職員は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、非常出口や廊下、階段、避難通路等に関し、次の事項を遵守する。
 - ア 避難の設備を設け、障害となる物品を置かない。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に開錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。
- (6) 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置図及び屋外に通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、周知徹底する。

【防火管理組織】

	場所	点検	場所	点検	場所	点検
1 階	1 の 1	中	1 の 2	泉	ほっとルーム	泉
	2 の 1	澤山	2 の 2	尾島	2 の 3	松田
	先生コーナー	尾島	小会議室(すまいる)	野田	1 階西(海側)トイレ	澤山
	2-3 横外部園芸収納庫	澤山	1 階東(山側)トイレ	中	ごみ置き場	尾島
	配膳室(コンテナシャッター・エレベーター)			澤井		
	事務室	清水	来賓・職員玄関	清水	1 階収納庫(1-1 横)	清水
	職員トイレ	花房・村西	児童玄関・ロビー	花房	多目的トイレ	酒井
	校長室	長田	会議室	花房	相談室	村田
	作業室	岩崎	職員室・印刷室	村西	保健室	村田
	はるかぜ	白石	男子更衣室	小山	女子更衣室	川端
	そよかぜ 1	澤井	地域開放玄関・階段	大田	ポンプ室	岩崎
	あおぞら 1	五十井	共有スペース	五十井	1 階管理棟廊下	澤井
2 階	3 の 1	永原	3 の 2	谷口	3 の 3	青山
	4 の 1	濱平	4 の 2	石崎	4 の 3	弥生
	そよかぜ 2	瀧川	あおぞら 2	佐藤	2 階フリースペース・廊下	酒井
	2 階西(海側)トイレ	瀧川	2 階東(山側)トイレ	三浦	先生コーナー	濱平
	図書室・準備室	松田	リコンポール・エレベーター	青山	作法室・水屋	佐藤
	図工室・準備室	石崎	2 階収納庫(3-1 横)	永原	ふれあいルーム(すまいる)	酒井
	2 階図書室前廊下	佐藤	通級指導教室 3	細川	理科室・準備室	弥生
	少人数指導教室 1 (すまいる)	永原	放送室	小山	2 階教室棟ベランダ	青山
	多目的トイレ	村田	ミーティングルーム(すまいる)	細川	2 階管理棟ベランダ	弥生
	談話室(すまいる)	野田				
3 階 屋上	5 の 1	大崎	5 の 2	丹保	特活室	丹保
	6 の 1	田平	6 の 2	中川	6 の 3	宮崎
	先生コーナー	田平	3 階東(山側)トイレ	大崎	3 階西(海側)トイレ	宮田
	通級指導教室 1	宮田	通級指導教室 2	小山	そよかぜ 3	川端
	そよかぜ 4	山本	よつばホール・倉庫	宮崎	少人数指導教室 2 (すまいる)	野田
	家庭科室・準備室	中川	3 階収納庫(5-1 横)	大崎	リコンポール・エレベーター	大田
	音楽室・準備室	中	3 階ベランダ	田平	屋上	長田
	3 階管理棟廊下・フリースペース			宮崎		
1~3 階 階段 体育館	体育館・階段(器具庫除く)	中川	中央階段(1~3 階)	大田	2 階体育館側トイレ	濱平
	教室棟階段(1~3 階)	川端	管理棟非常階段	村西	1 階体育館下トイレ	白石
	教室棟非常階段	山本	P T A 室・掃除用具雑庫	宮田	ピロティ	泉
	防災倉庫	山本	ステージ・ステージ袖	白石	1 階体育器具庫	谷口
	2 階体育器具庫	谷口				
屋 外	1 階アプローチ	松田	貯水槽	長田	校門	三浦
	グラウンド・遊具	丹保	畑・ヘチマ畑(棚)	瀧川	職員駐車場(フェール跡地含)	石崎
	ひだまり広場	三浦	芝生広場(光庭)	五十井	よつば庭園	窪田

3 自衛消防活動

- (1) 火災等災害発生時に被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を設置する。
- (2) 自衛消防隊長には校長が当たり、自衛消防隊を指揮する。
- (3) 自衛消防隊の編成及び主たる任務は、別表「自衛消防組織」のとおりとする。

【自衛消防組織】

係	役 割	担 当
本部(指揮)	総指揮、避難方法・場所等の指示 関係機関との連絡	校長、教頭
通 報	放送指示、各係連絡、消防隊誘導	教頭、村西
誘導・安全確保	避難誘導、人員の安全確認	各学級担任
検 索	残留児童の確認	1階 大田 2階 宮田 3階 小山

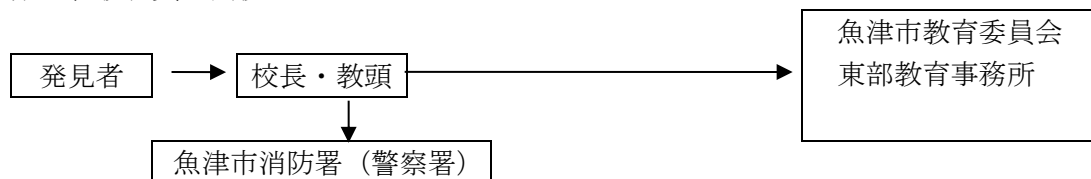
救 護	負傷者等の応急処置	村田、酒井由、細川
搬 出	重要書類の搬出	清水、花房
消 火	初期消火	岩崎、窪田
警 備	搬出物の警備	清水

(4) 火災等の発見者は、次の手順に従い通報・連絡を行う。

ア 通常時



イ 休業日、教職員退出後



(5) 全校への通報は、次のように行う。

ア 警報を鳴らす。

イ 放送等を利用し、次の文例で緊急連絡をする。

「ただいま、〇階〇〇教室から火災が発生。校舎内にいる皆さんは、指示に従い、全員グラウンドのバックネット前に避難してください。」

ウ 児童の避難・誘導を全てのものに優先し、次のように行う。

<授業中の出火の場合>

- ① 担任は、直ちに授業を中止し、緊急放送を静かに聞くように指示する。
- ② 避難及び避難経路は別表【避難経路図】による。
 - ・全児童を速やかにグラウンドに避難させる。
 - ・火災発生箇所の階より上層階の学級は、非常口又は火災発生箇所の反対側階段から避難させる。
- ③ ハンカチ等を口・鼻にあて、有毒ガスや煙等を吸入しないようにさせる。
- ④ 学級担任は、学級児童名列表を持ち、廊下に整列させた後、校舎外へ避難誘導する。
- ⑤ 廊下・階段では、「押さない」「走らない」「しゃべらない」「もどらない」（お・は・し・も）を徹底させる。
- ⑥ 校舎外では、速歩で行動し、集合場所で整列・人員点呼を行い、結果を本部に報告する。
- ⑦ 担任外の授業者が誘導した場合は、集合場所にて整列後、担任に引き継ぐ。

<休憩時の出火の場合>

- ① 学級担任は、直ちに自教室へ行き、混乱を防止するとともに、指示された避難経路から児童を避難・誘導する。
- ② 学級担任以外は、児童が残留するおそれのある場所（トイレ、特別教室、体育館等）へ行き、児童を避難・誘導する。
- ③ 集合場所で整列・人員点呼を行い、結果を本部に報告する。
- ④ 残留児童を早期発見、避難・誘導するように努める。

<隣接建物より出火の場合>

- ① 火災情報を正確に捉え、本部の指示に従って児童を避難させる。
- ② 集合場所での点呼は、上述の授業中の出火の場合、休憩時の出火の場合に準ずる。

4 地震・津波対策（震災防災計画）

(1) 目的

- ア 大規模震災対策特別処置法に基づき、学校の総合的な地震防災や対策を強化し、児童の生命・身体を確保し、校舎等施設・設備の保全を図る。
- イ 自他の生命を尊重し、自ら安全に行動する能力や態度を育てるとともに、安全な環境づくりができるようにする。

(2) 学校・学区の環境危険度

ア 学校の危険度

本校は、平成 30 年度の開校にあわせて新校舎を建築し、5 月に校舎、8 月にグラウンド及び駐車場が完成した。体育館（昭和 61 年改築）は旧本江小学校のものを使用している。校舎は鉄筋 3 階建、体育館は鉄筋 2 階建で避難階段も設置され、耐震強度も確保されている。学校の位置は海岸線からの直線距離約 1.7 k m、海拔 19.8m で、魚津市津波ハザードマップ上、浸水想定区域の外にあり、地震・津波の指定緊急避難場所になっている。

イ 校区の危険度

本校の校区は、4 校（大町小学校、村木小学校、上野方小学校、本江小学校）の統合に伴い、北部の海岸部から中央の市街地、南部の農村地帯、丘陵地帯まで広がっている。

旧大町校区、旧村木校区は海岸部に位置し、大津波が発生した場合に大きな被害が予想される。また、南北にあいの風富山鉄道、富山地方鉄道の高架橋、旧国道 8 号と国道 8 号が走り、その周辺に商業地域、住宅地が広がっていて交通量も多い。児童の登下校時に地震が発生した場合には、建物・アーケード・高架橋等の崩壊、交通渋滞による事故、火災の発生等による被害が予想される。また、河川近くでの氾濫、南部の丘陵地帯の土砂崩れ等も想定される。

(3) 基本方針

- ア 児童の生命を守るために安全避難を第一として、火災・地震等あらゆる場面を想定して、その基本場面を抽出し、訓練によって基本動作及び時と場所に応じた避難行動が確実にできるようにする。
- イ 登下校中の危険回避・避難誘導については、学校と地区、P T A の連携のもとに進める。
- ウ 勤務時間外における災害発生の場合、非常配備要員は速やかに出校（必要に応じて他の教職員も出校）し、災害の処理に当たる。
- エ 教育活動全体を通して、自他の生命尊重の意識・態度の育成に努める。

(4) 学校防災対策委員会

防災計画が常時有効、的確に機能するよう学校防災対策委員会を組織する。校長を委員長、教頭を副委員長、他の職員を委員とする。

(5) 震災事前対策組織と任務

班 名	任 務	担当者
本 部	総指揮に当たる。	校長、教頭
避難誘導班	本部の指示により、全児童を速やかに誘導し、人員を確認し本部に報告する。非常事態により指示不能の場合は担任の適切な判断により行動を取る。 ※職員間の情報交換	学級担任
連絡通報班	本部の指示伝達、市教委、消防署、消防団、その他の関係機関との連絡に当たる。	教頭、村西
救 護 班	本部に位置し、負傷者の救護に当たる。救急薬品を搬出する。	村田、酒井由、細川
搬 出 班	重要書類を安全な場所に搬出し、警戒に当たる。	清水、花房
消 火 班	消防車放水時までの初期消火を行い延焼防止に努める。	岩崎、窪田
救 出 班	残留児童の確認、行方不明児童の検索、特に各階のトイレの検索、火気の点検及び理科薬品の保管状況等の点検を行う。	大田（1 階） 宮田（2 階） 小山（3 階）

(6) 地震・津波対策

- ア 安全点検者及び火元責任者は、地震・津波による災害を予防するため、建物及び諸施設の定期点検を行う。
- イ 点検は、次の事項に留意して実施する。
- ・建物及び建物に付属する工作物の倒壊・落下等の危険の有無
 - ・戸棚やロッカー、下足箱等の転倒危険の有無
 - ・高所にある物品の落下防止処置
 - ・窓ガラス等の破損
 - ・実験器具や薬品、危険物等の災害防止処置を利用し、緊急連絡をする。
- ウ 火元責任者は、担当区域内の児童の安全と、窓及び天井等の安全確認、火気使用器具等の異常の有無を確認する。
- エ 防火管理者は、震災が発生した際に児童を家族に引き渡す方法について、あらかじめ方策を講じておくものとする。
- オ 地震の発生の際には、次のように対応する。（概ね、火災発生時の対応に準ずる。）
- ・発生と同時に、児童を机の下等へ避難させ、出口を確保して本部の指示を待つ。
（休憩時の場合は、直ちに学級担任は自教室へ行き、対応する。）
 - ・火気使用用具の始末をする。
 - ・教室内外の状況を確認し、避難準備をする。
 - ・児童に防護措置をとらせ、指示された避難経路を通して避難させる。
 - ・整列・人員点呼を行い、結果を本部に報告する。
 - ・状況に応じて、本部の指示により、家族への児童引き渡しを行う。引き渡しは、学級担任の確実なチェックのもとに行う。（別紙マニュアル）
- カ 避難行動は、次のように行う。
- ・児童が机の下等で身を守ったり、避難したりする際には、通学帽等で防護処置をとらせる。
 - ・グラウンドへの避難開始は、原則として本部の指示による。ただし、周囲の状況等によって緊急に避難すべき事態であると判断した場合は、近くの学級と合流して避難行動をとる。
 - ・校舎の一部倒壊等によって出入口の閉鎖及びその他の危険性が予測される場合は、より安全な避難経路を判断して誘導する。
- 津波警報が発令され被害が予測される場合は、本部の指示に従い、①全員3階以上（1・2年：よつばホールへ）②状況によっては、全員屋上に避難する。

(7) 震災時における避難行動マニュアル（津波を含む）

ア 在校時（授業時間中、給食中、教師引率）の場合

児童の行動	教職員の行動
1 机等を利用して、身体を低くして身をかがめて潜り、最初の揺れが収まるまで行動を起こさない。深呼吸等をして気持ちを落ち着ける。（シェイクアウト）	1 落ち着いて机の下に潜るように指示する。 （パニック状態に陥る児童を掌握しておく。）
2 教師の指示があるまで行動をおこさない。	2 電源を切り、ガスの元栓（特別教室）を閉め、出入り口の戸や窓を開け逃げられるようにする。
3 カバン、雨具等何も持たずに、頭を守りながら上履きで屋上に出る。	3 揺れがおさまるまで行動を起こさない。 （1分間過ぎたらまず安心）
4 押さない、走らない、しゃべらない、戻らないの約束を守り、列を崩さず落ち着いて行動する。	4 落下物に気を付け、頭部を保護して、3階以上へ誘導する。 （児童数の掌握、弱者優先）
5 途中から教室等校舎に戻らない。	5 負傷者や逃げ遅れの児童に留意し、児童名簿等を携行し避難誘導する。
6 避難場所では列を崩さず静かに待つ。	6 建物、ガラス窓、電線、戸棚等の落下や倒壊の危険物に注意し避難路を確保する。
	7 火災が発生した場合は児童を安全な場所に避難させ、その後消火に努める。
	8 初期消火には状況に応じ授業中の教師又は消火係が当たる。
	9 余震により新たな破損、倒壊が生じる場合があるので注意する。
	10 避難場所では、人員、負傷者等の確認及び必要な情報を本部に報告する。その後、本部の指示に従って行動する。
	11 津波予報を確認し、安全が確認された場合、グラウンドまたは体育館へ児童を誘導する。

イ 在校時の場所別の違いによる児童の行動マニュアル

場 所	児 童 の 初 期 行 動 マ ニ ュ ア ル
理科室	実験用ガスコンロの火を消す。机の下に潜る。ガスの元栓を閉める。電源を切る。
図書室	本棚や倒壊するものから離れ、机の下に潜る。
音楽室	机の下に潜る。戸棚から離れる。
図工室	机の下に潜るか机のそばに集まり、低い姿勢で頭を守る。戸棚から離れる。
家庭科室	戸棚や倒壊するものから離れ、低い姿勢で頭を守る。
体育館	中央部に集まり、低い姿勢で頭を守る。電球の下は避ける。
グラウンド	建物等から離れ、グラウンド中央部に集まり低い姿勢で待つ。
プール	プールサイドから上がり、その場にしゃがむ。（魚津市室内温水プール）

ウ 在校時、休憩時間中（始業前・清掃・放課後）

児 童 の 行 動	教 職 員 の 行 動
1 本棚、物品棚、遊具、ガラス戸棚等の危険な物から離れ、机の下に潜るか、廊下で身をかがめ頭を守る。	1 揺れがおさまり次第、担任は素早く担当の教室や場所へ駆けつけ児童の掌握に努める。
2 教職員が到着するまで、又は指示があるまでその場で待機する。（教職員が到着するまで上学年がその場のリーダーに）	2 教室や教室以外の場所にいたときは、その場所の全ての児童を掌握し、安全に避難誘導する。
3 教職員の指示に従って、避難場所へ移動する。弱いものを先頭にして集団行動を取る。※お・は・し・もの原則	3 避難場所が分かるように旗等で場所を明示し、各場所から避難してきた児童を整列させ、人員・負傷者の有無を確認する。その後、本部の指示に従って行動する。（検索も行う）
4 避難場所では指定された学級の場所に移動し、列を乱さず静かに待つ。	

エ 休憩時における場所別児童の行動マニュアル

（在校時の場所別の児童初期行動マニュアルに準じる）

場 所	児 童 の 行 動 マ ニ ュ ア ル
廊 下 (オープンスペース)	窓ガラスから離れ、廊下中央部で姿勢を低くする。または、近くの教室の机の下に潜る。
便 所	ドアを開くようにして動かずにいる。
玄 関	出入り口は危険なので壁や柱に身を寄せ、頭を守りながら低い姿勢を保つ。
階段付近	壁に身を寄せ、頭を守りながら低い姿勢を保つ。

オ 登下校における児童の行動マニュアル

〔集団登下校中の場合〕

児 童 の 行 動	教 職 員 の 行 動
1 通学路に面した家や建物が倒壊したり、窓ガラスや瓦、屋外掲示物が落下したりするような場所を避け、安全な場所で揺れがおさまるまで待つ。	1 児童の通学路について安全点検を行い、避難場所を決め、保護者及び児童に周知する。
2 上学年が下学年を誘導し、決められた避難場所へ移動する。揺れがおさまったら、それぞれ助け合いながら家に近い場合は家に、それ以外は学校か地区毎に決められた場所に避難する。	2 児童が自主的に判断し、避難行動がとれるように指導しておく。 （児童の自主的判断の育成を図る）
	3 学校に避難してきた児童の掌握に努め、家庭との連絡体制や児童の安否を確認する。
	4 校舎の破損状況を調べ、地区の避難場所開設に向けて行動する。

〔登下校時の児童の留意点〕

- ・カバン、雨具、コート等で頭を守る。
- ・古い建物や建設中の建物、壊れそうな建物に近づかない。狭い道路はできるだけ避ける。

- ・ブロックの壁、石垣等に近づかない。（広くて安全な場所、道路等に避難する。）
- ・高架橋やアーケードの下、橋の上は危険。できるだけ早く遠ざかる。
- ・川岸や海岸から早く遠ざかり、氾濫や津波に注意する。
- ・物に挟まって動けないときやすぐ近くまで火が迫ってきたときなどは、大声で助けを呼ぶか、防犯ブザー等の音を出せる物で自分の居場所を知らせる。

(8) 登校時の教職員の行動マニュアル

- ア 登校してきた児童の安全を確保し、人数を正確に確認し、安全な場所に避難する。
- イ 登校して来ない児童については家庭と連絡をとるなど適切な方法で、児童の安全を確認する。
- ウ いかなる状況にあっても、落ち着いた態度で、明確に指示し児童に不安と恐怖心を与えない。
- エ 避難誘導は引率者が分担して適切に行う。

(9) 下校時の教職員の行動マニュアル

- ア まだ在校している児童の安全を確保し、安全な場所に誘導する。
- イ 下校した児童については家庭と連絡を取るなど適切な方法で、児童の安全を確保する。
- ウ 下校指導の際は、学校が近い場合は児童を引率し、学校に戻る。それ以外は家に戻るか避難場所に行く。

(10) 夜間、休日、早朝等の地震発生時における教職員の行動マニュアル

- 安全確保を第一に行動する。
 - ・まず、自分自身、家族、近隣住民等の安全を最優先に行動する。
 - ・教職員は自己や家族の安全を確保した後、状況に応じて速やかに学校へ集合する。
 - ・自身または、家族の被災等のため、または自主防災組織等による人命救助活動等が行われており出勤・参集できない場合は、速やかにその旨を校長に連絡する。
- 二次災害の防止に努める。
 - ・自身や周囲の安全確保を行った後、初期消火や要救済者の救出等、二次災害防止に努める。
- 災害情報の収集に努める。
 - ・テレビ、ラジオ等からの災害情報の収集に努める。（震度情報、警報・注意報等）
 - ・居住地の周辺及び勤務校等に赴く途上の地域の被害状況等を注視し、随時、校長又は市の災害対策本部に連絡する。
- 出勤・参集について
 - ・あらかじめ定められた基準に基づいて、出勤・参集する。

① 教職員の出勤・参集

ア 第1次出勤 = 震度4程度

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事等は、速やかに出勤し、被害の有無等を安全点検表に基づき調査すると共に教職員の安否確認を行い、市教育委員会へ報告と連絡をとり、次の事態に備える。

イ 第2次出勤 = 震度5程度

全教職員は、すみやかに出勤し、第1次出勤に準じる業務を行うとともに児童及び家族の安否確認をする。

② 地震情報の収集伝達

ア 報道機関や通信施設を利用し、地震情報を収集、整理する。

イ 必要に応じて市(情報広報班、総務班)、警察、消防署等の関係機関と連絡をとり、新しい情報収集に努める。

ウ 収集した情報を整理し、本部等へ報告伝達する。

エ 非常時を想定した情報収集機器の整備点検を怠らない。特に携帯ラジオについては、電源の確認を安全点検日に行う。

③ 児童の安全確認

ア 学級担任は、すみやかに人員や負傷者を確認し、定められたルート(教頭→校長の手順)で本部

に報告する。負傷者や保健室の安静者は、近くにいた教職員が協力して、誘導・避難させる。
通信回路が使用できないとき、場合によっては通学路地図を携行し、徒歩または自転車で分担された地区の状況を確認し、すみやかに学校に戻り本部へ報告する。

イ 児童名簿、家庭連絡票、通学路地図等安全確認に必要な書類を携行する。

ウ 目立ちやすい服装で常に所在場所を分かりやすくする。

エ 持ち場を離れる場合は、近くの管理可能な教職員に引継する。

オ 人命救助が必要な場合は、本部の指示により救出の応援に当たる。

カ 高学年児童も状況に応じて、可能な範囲で救護活動に当たる。

キ 災害時における協力については、学校医と取り決めを交わすなど連携を深めておく。

④ 学校の施設設備の被災状況の報告および点検

校長は、マニュアルに従い、速やかに被害報告・被災状況を調査し、その結果を市災害対策本部（市教委）に報告する。

ア 施設設備の被害状況の有無 安全点検表を参考に記入

イ 児童、教職員の被災状況の有無

ウ 授業再開の支障となる事項

⑤ 保護者等への連絡と児童の引き渡し（震度5弱以上は、引き渡し実施）

ア 児童を下校させるときは、周辺地域の被害状況を十分に把握し、集団下校させるか、直接保護者に引き渡すか判断する。保護者に、メールや電話で、対応を連絡する。

イ 保護者に引き渡す場合は、全児童をグラウンドまたは学年フロアで待機させる。迎えに来た保護者から順に、引き渡しカードで確認しながら確実に引き渡す。

ウ 留守家庭や被害の大きい家庭、連絡がつかない等で保護者の迎えが遅くなっている児童の精神的なケアに努める。

※ 引き取り者がいない児童について

児童が引き取られるまで、安全な場所に集めて落ち着かせ、引き取り者が来るまで、学校で預かるとともに、保護者との連絡に努め、状況に応じた対応をする。

⑥ 避難所としての学校の運営

校長等は、市、教育委員会、自主防災組織と連携して、避難所開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割と対応

行政機関（職員）が出勤困難な場合の初動体制時における避難場所、初期対応や避難所施設管理者として基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校 長 施設管理者として地域防災組織の代表者と連携して避難所運営を支援する。

(イ) 教頭・教諭 校長の指示の下で、学校の避難所運営を支援する。

(ウ) 養護教諭 学校医との情報連絡、学校施設のライフラインの確保に当たる。

(エ) 事務職員 行政当局（本部）との情報連絡、学校施設のライフラインの確保に当たる。

(オ) 業務員 施設の安全維持管理に協力する。

イ 教職員の対応

(ア) 児童及び教職員の安否の確認

(イ) 学校医の協力を得て、校内及び校外からの負傷者の救護

(ウ) 被害状況の点検、定めた順序に従って体育館、校庭等を開放し避難場所として使用する。

(エ) 災害対策本部（市役所）に避難所の状況、必要な物資等の連絡

ウ 避難所使用場所の優先順位

・校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室への入室は基本的に禁止 する。

・老人、妊婦、乳幼児等災害弱者は、優先的に条件が良好な場所（部屋）を使用させる。

・災害弱者用の避難場所や使用禁止場所を決め、事前に校内や地域へ指示・回覧し、周知徹底を図る。

・普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り、適宜開放することとするが、学校教育活動の再開に備え、一定数は確保する。

エ その他

- ・グラウンド、中庭等の使用(自家用車の駐車場、テント村、仮設トイレ等)
- ・緊急車両、救助物資搬入通路の確保

⑦ 教育活動再開に向けての対応

学校の教育機能を早期に回復することは、児童の心のケアを図るためにも必要である。市教育委員会との連携を密にし、協議を重ねながら授業再開の準備をしていく。

ア 応急教育指導計画の策定

- ・被害状況に応じ、休校、短縮授業等の応急教育指導計画を策定する。
- ・それぞれの学年に適合した実効的な応急計画を立案する。

イ 教科書・学用品等の確保、衛生点検等

- ・児童が必要とする教科書、学用品等の供給は受けられるよう、被害状況の正確な把握を行う。
- ・校内や通学路の安全点検、施設・設備の応急補修、衛生点検を実施する。

ウ 授業の再開

- ・児童及び教職員の安全確認
- ・校舎、設備の安全点検及びスペースの確保
- ・スペースが確保できない場合は、学年合同や2部授業を検討する。状況によっては、隣接学校、児童館、公民館等の代替施設での授業再開を検討する。
- ・児童及び保護者との連絡方法の確保(連絡網)

エ PTSD 等の心の健康問題への対応

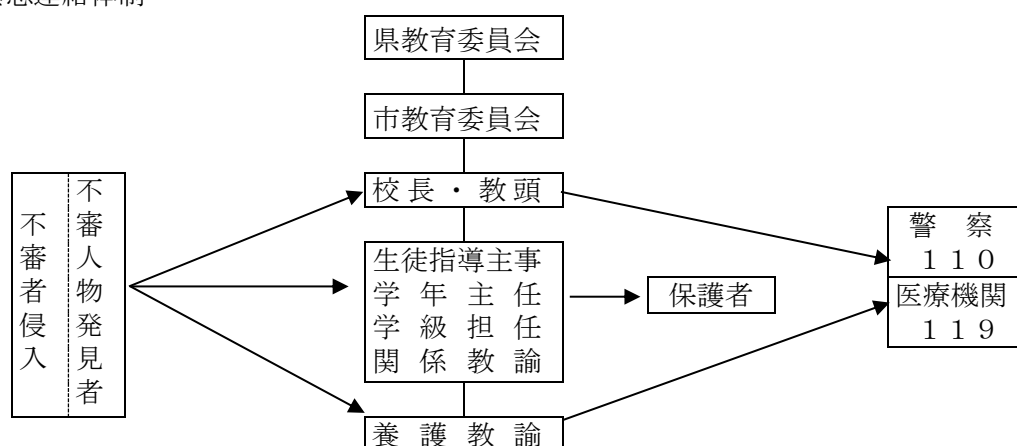
- ・外傷後ストレス障害 (PTSD) 等の問題について理解を深めておく。

⑧ P T A、地域との協力

- ・学校だけでは十分な対応を図ることが困難な場合も考えられる。このため、児童の安否、所在の確認、学区内の被災状況、通学路の点検・安全確保、教科書・学用品等の支給に関し、P T Aの協力を得るように努める。
- ・安全確保や学校が避難所となる場合の円滑な運営を図るためにも、協議の場の設定により地域の自主防災組織、学校医の協力を得るように努める。

5 不審者侵入時の対応

(1) 緊急連絡体制



(2) 来校者への対応

- ア 業者には、事務室で用件を伝え、原則、名札を付けてもらうようにする。
- イ 保護者等学校に用事のある者には、名札を着用し事務室で用件を伝えてもらうようにする。

(3) 学校周辺と校舎内の巡視

- ア 朝、授業中、休憩、放課後等に日直や管理職が、学校周辺及び校舎内の見回りを実施する。

(4) 不審者侵入時の対応と留意点

- ア 定期的な巡回により不審者を発見したとき

- ・不審者が遠くにいて、時間的に余裕がある場合は、事務室または職員室へ応援を呼びに行き、数人で声がけし、退出を促す。
- ・巡回中に突然、不審者と出くわしたとき、同様に声がけ等の対応をとる。
- イ 校地外へ出ないで言い争いや暴力行為が発生もしくは、その恐れがあるとき
 - ・応対している職員の内の一人が、職員室または事務室へ連絡し、緊急放送を入れる。
- ウ 不審者侵入時の行動
 - ・放送に従って各教室を施錠し、カーテンを閉めて出入口から離れた位置で児童を掌握する。
- エ 避難時の行動
 - ・放送に従って、各教室や各階から児童の避難誘導を行う。【担任(授業者)】
 - ・避難場所はグラウンドのバックネット前（または、体育館）とする。
 - ・避難時は階段、出口に留意する。（押さない、走らない、しゃべらない）
- オ 留意点
 - ・児童の生命安全確保のため、避難を第一とする。
 - ・緊急時の判断基準により、現場に直行する者と避難場所へ行く者とに分かれ、避難児童の人数等の確認をする。また、複数の職員で対応し、不審者が子供に接近しないようにする。
 - ・負傷者が出た場合は、救急車を要請する。付き添いは、養護教諭・教頭等が当たる。
 - ・学級担任は、保護者（家庭・勤務先）に事件の状況、避難先を連絡する。
 - ・関係職員は、事件発生の経過・対応等、時間を追って詳細に記録をしておく。
 - ・報道関係や部外者への対応は、管理職が行う。
 - ・児童が動揺しないよう、十分配慮する。また、不審者侵入を想定した避難訓練を実施する。

6 クマ等野生動物被害対策

(1) 平常時の予防・準備対策

- ア 誘因物を除去する
 - ・生ゴミ等のゴミは屋外に放置せずゴミ小屋に捨てる。
 - ・樹木の剪定や雑草の伐採を行い、隠れ場所をなくす。
- イ 備品の準備・事前の学校管理（熊撃退スプレー等を用意する、扉や入口は常に閉める）
- ウ 児童への指導(定期的な集会や学級活動で実施)
 - ・できるだけまとまって登下校する。必要に応じてランドセルに熊鈴をつける。
 - ・朝夕の薄暗い時間帯の単独行動を避ける。遊びに出ている場合は暗くなる前に帰宅する。
 - ・クマ等野生生物の痕跡を見つけたら触らず、その場から離れてすぐに大人に報告すること。
 - ・クマに遭遇したら静かに(大声を出さない)、走らず、背中を見せずにゆっくり後退する。特に小グマを見ても近づかない。(近くに母グマがいる可能性が高く非常に危険)
- エ 緊急時の教職員の連絡体制と役割分担を確認

(2) 緊急時の対応手順

ア 児童登校前の対応

危険度	対応措置
警戒レベル1（軽度） 校区外で痕跡発見	・安心・安全メール配信での情報共有を行う。 ・児童へもクマの活動が活発になっている旨を伝え警戒させる。
警戒レベル2（中度） 隣接校区での目撃	・安心・安全メールで配信での情報共有を行う。 ・保護者による送迎を促す。登下校の方法は各家庭の判断とする。
警戒レベル3（高度） 校地内または近隣での目撃	・市教委と協議の上、登校の中止または見合わせを判断し安心・安全メールで周知する。

イ 在校時の対応（校地内にクマが侵入したことが分かった場合）

- ・情報を受けた教職員は直ちに管理職に報告し、管理職は即座に放送で全校児童、教職員に「緊急連絡。クマが接近(又は侵入)しました。児童は直ちに校舎内へ避難してください」と指示。管理職は市教委に直ちに報告し、駆除・捕獲を要請する。

- ・1階に教室のある児童はよつばホールへ避難する。3年生以上は5不審者侵入時の対応の(4)ウと同様の対応を即座にとる。警戒解除まで静かに待機する。
- ・校舎内への侵入前であれば学校内の入り口をすべて施錠する。(業務員・SSS・支援員)
- ・必要に応じて安心・安全メールで保護者へ迎えを要請する。

7 防災教育

- (1) 防火管理者は、教職員及び児童の防災意識を高めるための活動を行う。

【防災教育年間計画】

月	防災教育関連行事	教職員の活動内容	児童への指導内容
4	・施設設備の点検 ・校区、通学路の安全確認 ・交通安全教室 ・緊急連絡体制の整備	・施設設備の点検と取扱い方確認 ・担当校区の状況把握 ・緊急連絡メール(安心メール)等の確認	・安全な集団登下校 ・安全な道路歩行 ・安全な自転車の乗り方
5	・避難訓練①(火災)	・防災器具の整備点検	・火災への対応と避難
6	・水泳学習	・心肺蘇生法の研修	・安全なプール使用
7		・不審者対応の訓練(教職員研修)	・水の事故への対応
8	・施設設備の点検	・非常持ち出し書類等の整理	
9	・校区、通学路の安全確認 ・シェイクアウト訓練	・担当校区の状況把握 ・安全な避難行動の確認	・安全な集団登下校 ・安全な避難行動
10	・避難訓練②(不審者)		・不審者への対応と避難
11	・シェイクアウト訓練	・安全な避難行動の確認 ・暖房機の点検と取扱い方確認	・安全な避難行動 ・暖房機の危険
12			・積雪時の交通安全や遊び方
1	・校区、通学路の安全確認	・担当校区の状況把握	・安全な集団登下校 ・けがの防止
2	・避難訓練③(地震、津波)	・児童引き渡し訓練	・地震・津波への対応と避難
3	・校区、通学路の安全確認	・担当校区の状況把握	・安全な集団登下校

- (2) 教職員は、児童に対し、日常指導や訓練を通して次のような緊急時の態度育成に努めるとともに、年間計画に基づいた防災教育を行う。
- ア すべての行為を止め、放送や教師の指示を静かに聞く。
- イ 大声で騒いだり、自分勝手な行動をとったりしない。
- ウ 状況に応じ、ハンカチやタオル、帽子等の防護品を持って行動する。
- エ 避難行動では、「お・は・し・も」(「押さない」「走らない」「しゃべらない」「もどらない」)を守る。
- オ 速やかに行動し、避難後は整列して静かに待つ。
- (3) 防火管理者は、避難訓練の実施に際し、事前に消防署や警察署等へ連絡し、必要のあるときは指導者の要請を行う。
- (4) 防火管理者は、台風や集中豪雨等で被害の予想される場合、次の処置を行う。
- ア 担当者による安全点検を行い、異常の有無を確認して補修等の安全処置を行う。
- イ 防災機関等から必要な情報を収集するとともに、周囲の状況を把握して対策を立てる。